

お済み
ですか？

消費税引き上げ対策 Q & A

第5回 軽減税率対策補助金制度

米田正美 中小企業診断士・
税理士事務所（青葉区錦町）
税理士 米田 貴光 氏

軽減税率制度への対応に際して、レジの新規導入やシステムの改修等を行う場合には、国の補助金制度を活用することができま

す。本補助金のタイプは大きく3つ。「レジの新規導入・既存レジ改修支援」のA型。「受発注システムの改修・入れ替え支援」のB型。「請求書管理システムの改修等支援」のC型があります。

今回は、比較的活用が多いと想定されるA型を中心に解説していきます。

補助金の対象者

本補助金制度を活用できるのは、免税事業者の方も含めた中小企業者です。ここでは、もちろん個人事業主も入ります。一方で大企業の子会社等は補助対象外となる場合がありますのでご注意ください。なお、この補助対象者はB型とC型に関しても同じです。

補助率

A型の補助率は、原則として費用の額の3/4となります。ただし、導入費用が3万円未満のレジ機器を1台のみ導入する場合は4/5、タブレット等の汎用機器を導入する場合は1/2となるなど、A型の中でも機器の導入の仕方によって補助率が異なります。補助金の上限は、い

ずれの型でもレジ1台につき20万円まで、複数のレジを導入される企業は、上限が200万円までとなっています。

なお、レジ本体の他、レシートプリンター、キャッシュドローア、バーコードリーダー、クレジット決済端末、電子マネーリーダー等のレジ付属機器の設置や、商品マスターの設定に関する費用も対象となります。

申請手続き

A型の申請は機器を導入完了後、支払いが完了し次第行う、いわゆる事後申請です。これは、申請者ご自身のほか、販売店やベンダー（製品の販売会社等）、レジメーカーなどによる「代理申請制度」が可能です。代理申請者は登録制となっていますので、依頼先が申請登録をされているかなどの詳細は、軽減税率対策補助金事務局のウェブサイトでご確認ください。なお、このサイトではB型、C型を含め本補助金の詳細もご確認いただけます（<http://kzt-hojio.jp/>）。

申請の対象・受付期間

本補助制度による支援の対象は、2019年9月30日までに導入・改修して支払いが完了したものです。なお、補助金の申請受付期限は2019年12月16

日（消印有効）ですので、早めに手続きされるのが良いでしょう。

4月号で「消費税の免税事業者であっても、課税事業者に軽減税率の対象商品販売した場合は、相手方から区分記載請求書の発行を求められる場合がある」とご説明しました。免税事業者であっても本補助金を活用できますので、これに機に、対応レジやシステムの導入をご検討いただくと良いと思います。いずれにせよ、まずはいま使用しているレジが軽減税率に対応しているかどうか、またはPOSレジシステムを導入可能か確認してみることをおすすめします。

軽減税率対策補助金には3つの申請タイプがあります

A型

複数税率対応レジの導入等支援
軽減税率対象商品を将来にわたり継続的に販売するために、複数税率対応レジまたは区分記載請求書等保存方式に対応した請求書等を発行する券売機を導入・改修する必要のある事業者が使える補助金です。

B型

受発注システムの改修等支援
軽減税率対象商品を将来にわたり継続的に取り扱うために、電子的受発注システムの改修・入れ替えを行う必要がある事業者が使える補助金です。

C型

請求書管理システムの改修等支援
軽減税率に対応するために必要となる区分記載請求書等保存方式に対応した請求書管理システムの改修・導入を行う必要がある事業者が使える補助金です。（2019年2月6日拡充）

建造物の解体工事は、お任せください。
地域、環境を考え高い技術力で安心な解体作業を行います。



翔丸 (株) 翔

〒983-0013 仙台市宮城野区中野字神明172-2 TEL : 022-388-8685